

# 【風しん抗体検査について】

## 〈風しん抗体検査の費用を助成します〉

静岡県では、出産に対する不安感の軽減やこどもの健康保持のため、風しんの感染予防及びまん延防止を図り、先天性風しん症候群を予防することを目的に、**風しん抗体検査費用を助成します。**

(令和8年度事業)

助成を受けたい方は、下記の手続きにより受診券の発行を受けてから、有効期限内に「風しん抗体検査事業協力医療機関」で検査を受けてください。

風しんの予防接種に関しては、費用の一部を補助している市町もありますので、お住まいの市町予防接種担当課に、直接お問い合わせください。

**対象** 下記①～③のいずれかに該当し、静岡県内（静岡市・浜松市を除く）に住所がある方。

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性の同居者
- ③ 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

ただし、いずれも過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる方は本事業の対象になりません。

**申請期間** なるべく令和9年2月末までに申請してください。

受診券には有効期限（発行日から2か月）があります。

ただし、令和9年1月10日以降に受診券を発行する場合の有効期限は、3月10日になります。 早めの申請をお願いします。

## 申請手順

- 1 検査希望者は、「風しん抗体検査申請書」を保健所に提出します。（郵送又は持参）
  - 申請書は、県ホームページ・県保健所・市町保健センター窓口等で入手できます。  
URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1024227.html>
  - 郵送先は「〒410-8543 沼津市高島本町1-3 東部保健所 地域医療課」です。
- 2 保健所から、「風しん抗体検査受診券」が特定記録にて郵送されます。
  - 対象者に該当しない場合には、「非該当通知」を送付します。
  - 申請書を保健所が受理してから受診券を発行するまでは、**最大3～4週間程度**かかります。
- 3 送付された受診券を持参して、「風しん抗体検査事業協力医療機関」を受診し、検査・説明を受けてください。
  - 受診する前に、医療機関に電話で予約の可否や検査受付時間を確認してください。
  - 「風しん抗体検査受診券」に記載されている有効期限までに検査を受けられなかった場合は、下記担当課へご連絡ください。希望により、受診券を再発行いたします。

### ＜問い合わせ先＞

東部保健所地域医療課 〒410-8543 沼津市高島本町1-3（東部総合庁舎2階）  
電話番号： 055-920-2109  
修善寺支所 〒410-2413 伊豆市小立野66-1（修善寺生きいきプラザ2階）  
電話番号： 0558-72-2310

